

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第三号

埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県工業用水道事業給水規程の一部を改正する規程

埼玉県工業用水道事業給水規程（昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「一平方センチメートルあたり、〇・五キログラム」を「〇・〇四九メガパスカル」に改める。

第二十条第一項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附 則

1 この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二十条第一項の改正規定は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 第二十条第一項の改正規定の施行後最初に到来する検針日までの間に係る月分の雑用水の料金の算定については、なお従前の例による。